

鴻臚館復元整備に合わせた装飾計画及び
福岡城の装飾等による園路活用・景観づくり計画検討支援業務委託
仕様書案（提案公募時）

本仕様書は、「鴻臚館復元整備に合わせた装飾計画及び福岡城の装飾等による園路活用・景観づくり計画検討支援業務委託」（以下「本業務」という。）に必要な仕様を定めるものである。

1 件名

鴻臚館復元整備に合わせた装飾計画及び福岡城の装飾等による園路活用・景観づくり計画検討支援業務委託

2 業務の目的

福岡市では鴻臚館・福岡城エリアの観光振興の一環として、ライトアップイベントの実施、園路照明及びイベント時に使用できる電源設備の整備、ガイダンス施設の設置管理などに取り組んできたところである。

鴻臚北館東門等整備（東門は令和8年10月完成予定）及び鴻臚館跡展示館等リニューアル（令和9年春完成予定）に向けた期待感を醸成する装飾の設置について検討を行うこととしている。

また、福岡城内には、令和7年3月に竣工した潮見櫓をはじめとした文化財や、石垣が現存している一方、一体的な城郭らしさの醸成には課題があり、この解決のため、鴻臚館・福岡城エリアを訪れた観光客がより城郭らしさを感じることもできるような園路の活用方法や景観づくりを検討することとしている。

本業務は、鴻臚館復元整備に向けた期待感を醸成する装飾設置の計画と、園路や石垣、樹木への照明演出や城内への装飾物の設置、その他の集客につながる取組みなど、城郭らしさの醸成につながる鴻臚館・福岡城エリア内の園路活用・景観づくりを検討し、実施スケジュールを含む計画を策定することを目的とする。

3 履行期間

契約締結の翌日から令和8年3月31日まで

4 履行場所

福岡市経済観光文化局観光コンベンション部地域観光推進課

5 受託者の責務

- ・受託者は、関連法令、条例、規則及び本仕様書の記載事項を遵守するとともに、本業務の意図及び目的を十分に理解し、業務を遂行しなければならない。
- ・本業務の遂行にあたっては、本市担当職員と密に連絡を取りその指示に従うとともに、情報の取り扱いについては細心の注意をもって行うこととし、当該事業に係る市及び関係者等への電子メールの送信はBCCにより行うなど、情報漏洩の対策を講じなければならない。

6 業務内容

(1) 現状及び課題の整理

エリア内の現況や既存資料等をもとに、現在の鴻臚館・福岡城エリア内の空間活用の現状と課題を整理すること。なお、業務遂行にあたっては、関係法令及び上位計画、関連計画を踏まえるとともに、関連部署と適宜調整を図ること。

(2) 他都市事例の調査

他都市の城郭等の類似施設におけるエリア内の景観づくり、装飾等の状況を調査し、計

画検討の参考とすること。

(3) 鴻臚館復元整備に合わせた装飾の計画策定

鴻臚北館東門復元（東門は令和8年10月完成予定）及び鴻臚館跡展示館等リニューアル（令和9年春完成予定）に向けた期待感醸成のための装飾等の内容、設置箇所、数量、設置方法等について検討すること。設置については、令和8年度前半に完了する計画とすること。また、鴻臚館復元整備完了（令和10年春予定）後のPRIに向けた長期的なサイン及び装飾の内容、設置箇所、数量、設置方法等について検討すること。

(4) 福岡城エリアにおける装飾等による園路活用・景観づくりの計画策定

城郭らしさを醸成するために必要となる設備や装飾等の内容、設置箇所、数量、設置方法について検討すること。なお、設置については、令和8年4月から令和11年3月までの3年間で完了する計画とすること。

(5) 費用の概算

(3)(4)で検討した計画を実施するにあたり必要な費用を算出すること。算出に当たっては、項目ごとの積算など可能な限り詳細に記載すること。

(6) 事業スケジュールの作成

(3)(4)で検討した計画を実施するスケジュールを作成すること。

(7) 報告書の作成

検討した内容を踏まえ、報告書を作成すること。また検討結果を表現したイメージ（パース図等）を作成すること。

7 業務にあたっての考え方・注意事項

＜共通事項＞

- ・掘削、建築物の新築、地中埋設物の設置等については、遺構の保護を前提とし、史跡の本質的価値を損なう行為を伴わない範囲で実施できる内容を計画すること。
- ・検討にあたっては、装飾物や設置物の耐用年数、更新やメンテナンスの必要性を明記すること。
- ・装飾等の設置を検討するエリアは次ページ「図1」に示す黄色に色付けした範囲とする。文化財や石垣の周辺、市が作成したモデルコース上など、特に重点的な検討を要するエリアは次ページ「図2」に示すオレンジ色に色付けした範囲とする。
- ・案内サイン・誘導サイン等の設置を計画する場合は、「大濠公園・舞鶴公園におけるサインマニュアル」を確認の上、サインの内容に応じて準拠もしくは参照を行うこと。
- ・サイン及び装飾等に掲出する鴻臚館・福岡城のロゴについては、別途、福岡市から提供する。
- ・日中・夜間のどちらの時間帯の来訪者にも訴求できるよう、複数の方法を併用すること。短期のイベント的な設置ではなく、長期的に設置することを前提とした装飾等を計画すること。

＜鴻臚館復元整備に合わせた装飾の計画策定＞

- ・古代における国内最初の海外との交流窓口であったという貴重な史跡であるにもかかわらず、二重の国指定史跡となっている福岡城に埋没して目立たない状況もあることから、以下の点を踏まえ計画を検討すること。
- ・人通りの多い地下鉄の駅や、今後、歩道の高質化等工事が計画されている明治通りを歩く歩行者に訴求し、復元整備が進められている鴻臚館への興味を掻き立て、エリア内へと誘うような装飾を検討すること。
- ・特に鴻臚北館東門復元（東門は令和8年10月完成予定）に向けて設置する装飾については、日中だけでなく夜間の来訪者へも訴求できるよう上之橋御門跡等明治通りから目立つ場所で、照明やプロジェクションマッピングなどを活用した演出を検討すること。
- ・バスや車の駐車台数が多く、フリッジパーキングとしても使用している第4駐車場から総合案内所（仮設）や鴻臚館跡まで誘導できるような装飾についても検討すること。
- ・鴻臚館周辺の装飾の設えについては、福岡城エリアにおける装飾との調和も意識すること。

- ・装飾やサインのデザインの参考となる鴻臚館の説明（ストーリー）については、別途福岡市から提供する。

＜福岡城エリアにおける装飾等による園路活用・景観づくりの計画策定＞

- ・城郭らしさの醸成を目的とすることから、和風意匠を取り入れた装飾とすること。
- ・福岡城の歴史的背景や現存する文化財との調和、今後の整備活用の計画等を踏まえ、常時設置するサイン、簡易な工作物などの装飾、灯笼や行灯などの設置や樹木への照明演出を用いた園路の活用や景観づくりの方法を総合的に検討し、統一感のある計画とすること。

図 1

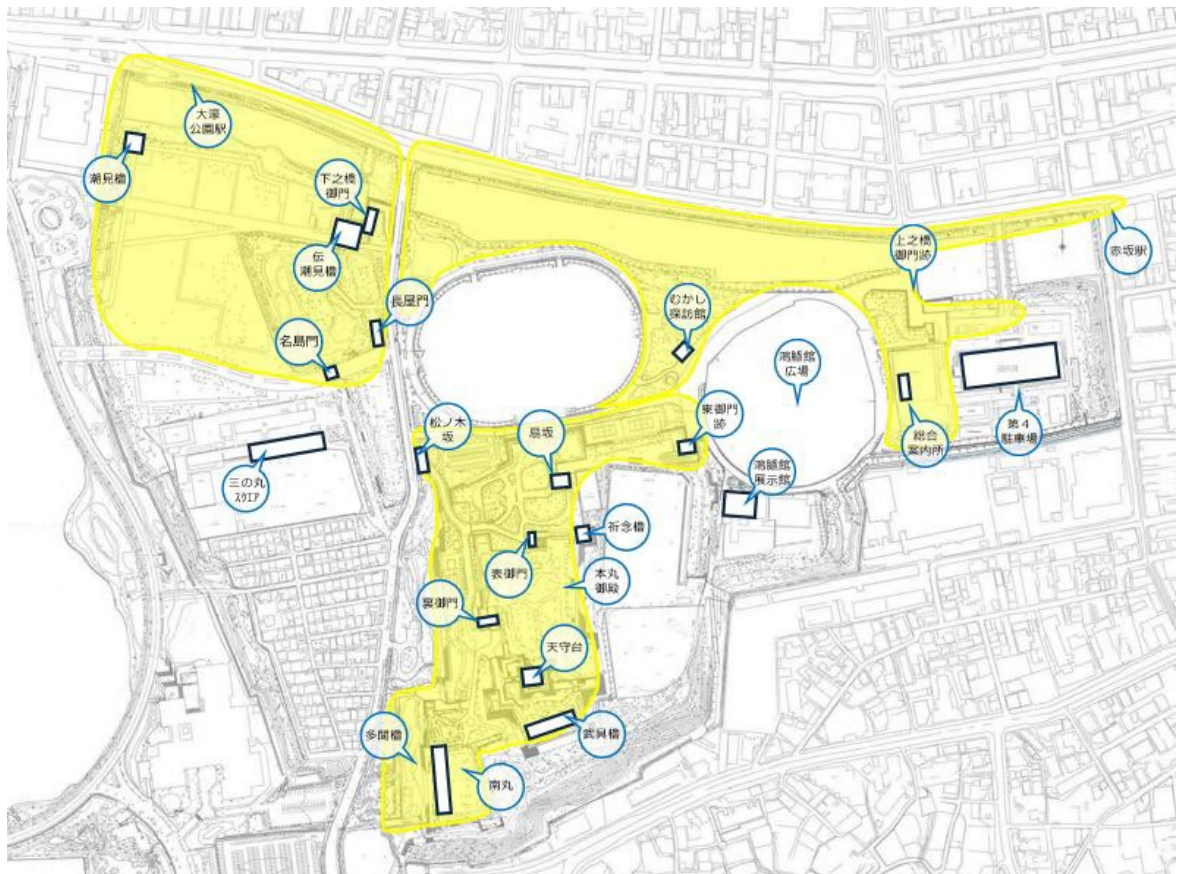
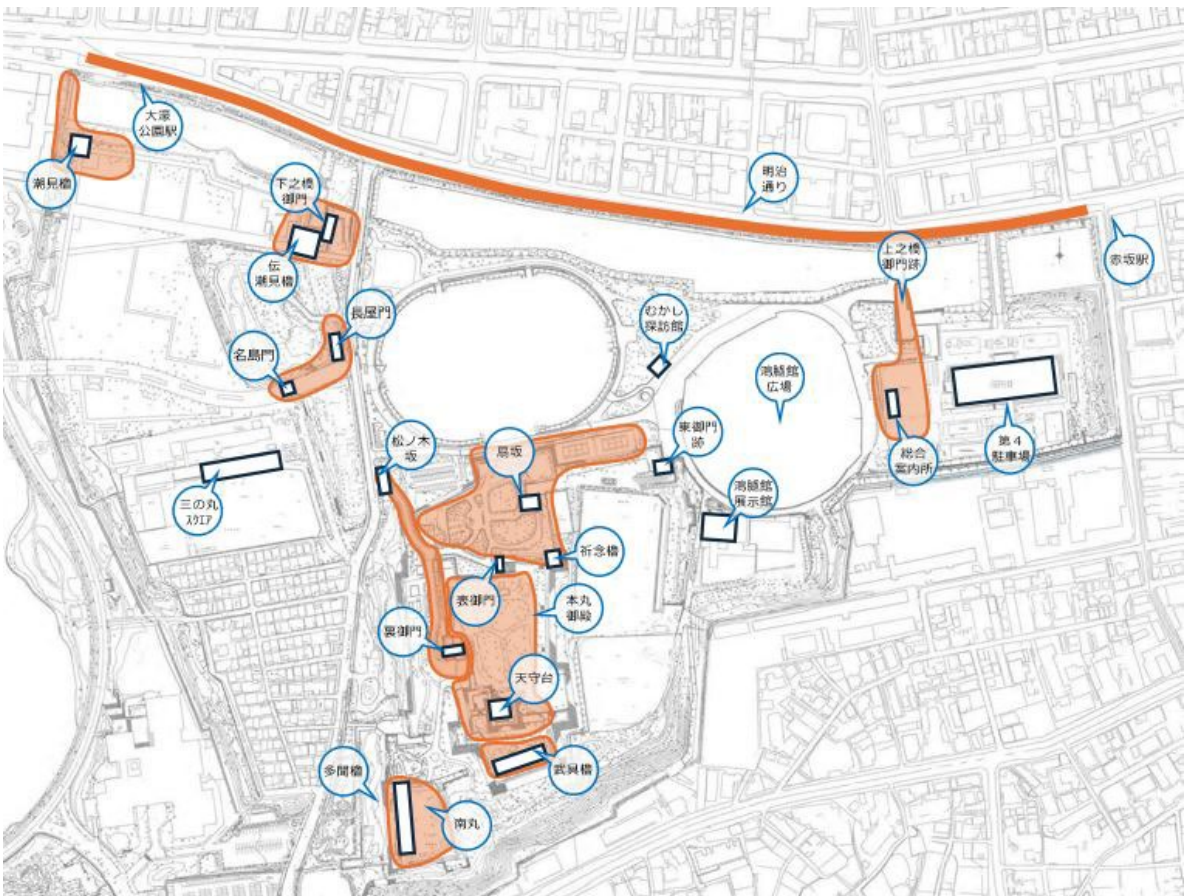


図 2



8 成果品

報告書A4版：2部、電子媒体（CD-ROM等）1式（編集可能なデータを含む）

※データは原則windows環境とする。

9 守秘義務

(1) 基本事項

受託者は、業務上知り得た機密事項等を第三者に漏らしてはならない。また、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）等の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するにあつては、個人や法人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等を適正に取り扱わなければならない。

※詳細は別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」を参照すること。

(2) 従事者への周知

受託者は、この契約による業務に従事するものに対して、在職中及び退職後において、この業務に関して知り得た機密事項や個人情報等を外部に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないこと、その他個人情報等の保護に関する必要な事項を周知するものとする。このことは、契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

10 業務実施体制

- ・受託者、業務を円滑かつ適正に進捗するために契約後、速やかに業務履行のための適切な体制を整えなければならない。
- ・受託者は、担当者の中から、本市との協議等の主たる窓口となるものを主担当者として指定しなければならない。
- ・受託者が受託業務の一部を再委託する場合には、事前に再委託先、再委託の範囲、期間等を書面で本市に提出し、承認を得ること。なお、受託者は、再委託先に足して、再委託業務において取り扱う個人情報等が本市の委託に係るものであること、受託者及び受託業務の従事者と同様の責務規定及び罰則が設けられていることを周知すること。
- ・業務実施体制（再委託を含む。）を変更する場合は、事前承認を受けなければならない。また、変更後速やかに、その内容を記載して業務実施体制表を本市へ届け出なければならない。

11 その他

- ・本業務を通じて制作した成果物（クリエイティブ・写真・記事等）については、本市の観光プロモーション等を行う上で、加工も含めて使用できるものとする。
- ・成果物のうち、第三者が有する著作物等（以下「既存著作物」という）の著作権等は、個々の著作者に帰属する。
- ・成果物に既存著作物が含まれる場合は、受託者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行う。
- ・本仕様書に記載されていない事項で、本業務実施のために必要な業務は、本市と受託者が協議の上決定する。

1 基本的事項

受注者は、この契約に基づき委託された業務（以下「委託業務」という。）を実施するに当たっては、個人情報（個人番号及び特定個人情報を含む。）及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なうことのないよう、個人情報及び情報資産を適正に取り扱わなければならない。特に個人情報については、その保護の重要性を認識し、適正に取り扱わなければならない。

2 定義

（１）個人情報

個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

（２）個人番号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第5項に規定する個人番号をいう。

（３）特定個人情報

個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第13号に規定する住民票コードをいう。）以外のものを含む。）をその内容に含む個人情報をいう。

（４）情報資産

次に掲げるものをいう。

- ・ ネットワーク、情報システム及びこれらに関する設備、電磁的記録媒体
- ・ ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（ＯＡソフトウェアで取扱われるファイルを含む）並びにそれらを印刷した文書
- ・ ネットワーク及び情報システムに関連する文書

（５）機密性

情報の利用を認められた者だけがその情報を利用することができることをいう。

（６）完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていないことをいう。

（７）可用性

情報の利用を認められた者が、必要な場合に中断されることなく、情報を利用することができることをいう。

3 秘密保持

受注者は、委託業務に係る個人情報並びに情報資産及び情報資産に関する情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

4 従業者の監督等

受注者は、その従業者に委託業務に係る個人情報及び情報資産を取り扱わせるに当たっては、取り扱う従業者を書面で報告するとともに当該個人情報及び情報資産の安全管理が図られるよう、次に掲げる事項を周知し、その他必要かつ適切な監督及び教育を行わなければならない。

- ・ 委託業務に係る個人情報及び情報資産について、その適正な取扱い及び機密性、完全性、可用性の維持に必要な事項を遵守すること。
- ・ 個人情報を正当な理由なく利用したり、他人に提供したり、盗用した場合、福岡市個人情報保護条例及び番号法に規定する罰則が適用される場合があること。
- ・ 上記の各事項は、委託業務に従事中のみならず、従事しなくなった後も同様であること。

5 作業場所の制限

受注者は、定められた履行場所以外で委託業務に係る個人情報及び情報資産を持ち出し、又は取り扱ってはならない。ただし、福岡市（以下「市」という。）の書面による承認があるときは、この限りではない。

6 収集に関する制限

受注者は、委託業務の実施に当たって個人情報を収集するときは、この契約の目的を達成するため必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

7 使用及び提供に関する制限

受注者は、委託業務以外の目的のために委託業務に係る個人情報及び情報資産を利用し、又は第三者へ提供してはならない。ただし、市の書面による承認があるときは、この限りではない。

8 安全確保の措置

受注者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産の適切な管理のために、市が求める個人情報保護及び情報セキュリティの体制を備えとともに、その他必要な措置を講じなければならない。

9 複写、複製又は加工の制限

受注者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産が記録された文書、電磁的記録等を複写、複製又は加工してはならない。ただし、市の書面による指示又は承認があるときは、この限りではない。

10 再委託の制限

受注者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産については、自ら取り扱うものとし、第三者に当該個人情報及び情報資産の取扱いを委託してはならない。ただし、市の書面による承認があるときは、この限りでない。なお、市の承認により第三者に委託する場合は、当該第三者に対して、契約書及び特記事項に規定する個人情報及び情報資産の取扱いの義務を遵守させるものとする。

11 委託業務終了時の返還、廃棄等

受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、委託業務に係る個人情報及び情報資産を、市の指示に従い、市に返還し、若しくは引き渡し、又はその廃棄、消去等を行わなければならない。なお、廃棄又は消去等をしたときは、廃棄又は消去等を行った旨の証明書を提出しなければならない。

12 報告及び監査・検査の実施

市は、受注者における委託業務に係る個人情報及び情報資産の取扱いの状況について、契約内容の遵守を確認するため、定期的に書面による報告を求め、必要に応じて監査又は検査をすることができる。

13 事故等発生時の報告

受注者は、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なう、又は損なうおそれのある事故並びに欠陥及び誤動作を発見したときは、直ちに市に報告し、市の指示に従わなければならない。

14 事故等発生時の公表

市は、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なう事故等が発生した場合、市民に対して適切な説明責任を果たすために必要な当該事故等の情報の公開を行うことがで

きる。

15 契約の解除

市は、受注者がこの特記事項の内容に違反したときは、この契約を解除することができる。この場合において、受注者に損害を生じることがあっても、市はその責めを負わないものとする。